時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇時事新報社より直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の評に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

政府を盲信する勿れ

國の文明尙ほ幼稚にして社會の組織甚だ簡單なる時代に在ては政府の勢力極めて强大にして學問技術商賣工業等百般の事物一として其支配を蒙らざるはなく人間萬事政府の欲する所に從て勝手次第に之を左右することを得るが故に人民の政府を信用することも甚だ深く政府の力を以てすれば百事成らざることなしと只管これに依賴して之を尊重するの習慣は古今何れの國に於ても皆然らざるなし我日本の如きも東洋の一國として其例に洩れず殊に政治を重んじて他念なく之を推して人事百般の最上位に在らしむるの風を成したる其上に人民は二百五十年間强大なる德川政府の支配を受け實際に其權威の盛なる有樣を見て之に感服し政府は即ち權力の源ありとの感覺を深く心の底に銘して爰に政府盲信の基を築き今尙ほ依然として其形跡見る可きものあるが如し例へば世の憂國論者が我條約改正の談判意の如くならざるを見て大に憤激し偏に罪を政府當局の官吏に歸して其怠慢無能を責むるが如きは即ち是れ政府の力を盲信するより生ずる所の過と謂はざる可からず抑も日本は漸く近頃まで門戶を開て世界に出でたる新參國にして之を歐米諸國に比すれば文明の實力に於て尙ほ及ばざる所甚だ多くして國勢の幼稚なるものと云はざるを得ず此幼稚の身を以て老成屈强なる歐米諸國に向ふことあれば交際上、我弱點の多きほどに不利も亦多く敢て明言す可らざるの邊に恨を呑むの意味は我輩の能くまでも知る所にして畢竟人の罪に非ず勢の然らしむるものなりと云ふの外なし左れば今日條約改正談判の困難なるは强ち當局官吏の罪とのみ謂ふ可らず其大原因を尋れば即ち日本國の實力尙ほ未だ足らざるが爲めに折角の談判も重きを成すこと能はずして俗に云ふ押しの利かざるものありと答へざるを得ず或は外交談判に當局者の技倆を要するは申すまでもなきことにして其働き次第にて困難なる紛紜も容易く局を結ぶことあり又些細なる行違よりして大難題の生することもある可きなれども是等の事情は外交上の變則にして以て平生の例となす可からず假令ひ如何なる老練の外交家たりとも其外國に向て談判掛引を爲すに當て最後の賴とする所は即ち自國の實力に外ならず國に實力の後楯を得てこそ始めて外交技倆の効能も顯るゝものなれ後に賴む所のものなくしては假令ひ幾多のヂスレリイ、ビスマークありて外交の局に當るとも到底他の輕侮を免かる可らざるは勢の最も睹易き所なれば我國外交の不如意も其罪獨り政府の官吏に在らず政府も人民も諸共に打混じて國民一般の責に歸す可き道理なるに然るに其邊の勘辨とては更になくして唯一筋に政府に向て多を求め條約を改正す可し稅權を回復す可し居留地の制を廢す可し居留人の專橫を制止す可しなどゝ色々勝手なる注文するは無責任の言論を以て自から好事心を慰むる者かと思へども又一方より見れば決して然らず蓋し此種の人は政府を信ずること甚だしく政府を以て無上の權力を有する一種の全能(オムニポーテント)者(ビーイング)ありと思推し之に依賴すれば何事にても出來ざることなしと信ずる者あるが如し我輩は唯其人の心事を氣の毒に思ふのみ政府大なりと雖も鬼神の巢窟に非ず外交官吏とて矢張り平々凡々たる吾々の同類にして何事を爲し得べきや無光の光明を放て偏く世界を照らし外國人をして日本を恐懼せしむるが如き無より有を生ずる不可思議の藝術を備ふる者に非ざれば漫に其力に依賴して事を成さんとするときは必ず大に失望することあるを免れざる可し元來人民は國の本にして時の政府は唯その人民の力を恃にして事を行ふ者なれば外交の事に就ても其根本を外にして政府に一種の不可思議力あらんことを信ずるは本末を誤りたるものと云ふ可きのみ世間憂國の士と稱する人々が政府に向て陰に陽に企望し請求し催促する所を見るに唯に現行の條約中我に不利なる點を除くことのみにては未だ滿足せず更に一步を進めて新條約中には外國に不利にして日本に利ある箇條をも設けんことを主張する者あるよし足ることを知らざる空論と云ふ可し斯る不知足論の流行して平氣なる間は外務大臣に幾回の交涉を見るも我國に百のヂスレリイ、ビスマークを生ずるも條約改正の成就せざるは我輩の斷じて保證する所なり左れば憂國の論者も其國を憂るの志は我輩と之を同ふして正に同志同感なれども之を憂へて之を除くの方法に至り國民の分として自から恃み自から實力を養ふを知らず只管政府に依賴して求む可らざるを求むるが如きは我輩の感服せざる所なり身に責任なくして人に依賴し勝手次第に注文する議論は隨分面白くして我輩とても筆なきにあらず舌なきにあらず一論天下の耳目を驚かすこと甚だ易しと雖も唯國家實際の利害を思ふて空論に走るを得ざるのみ世間無數の論者も今一步を進め空を去て實に入らんことを斷望に堪へざる所なり

官報

〇遞信省告示第二百三十號

本年九月遞信省告示第百九十七號中乙號萬國電信總理局報告第三七〇號中維多里亞ノ部左ノ通改正シタル旨該局ヨリ報告シ來レリ

明治二十四年十月十二日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

維多里亞

多斯馬尼亞フイジー濠洲及新西蘭ヘ遞送スル電報　料金

ヌーヴエル、カレドニー島ノ電報　六十參

遞信省告示第二百三十號參照

遞信省告示第百九十七號(明治二十四年九月四日)抄錄

乙號　萬國電信總理局報告第三七〇號

第十　海外郵遞電報ノ郵便稅(目第六十一條第五節)

維多里亞

各地　通常郵便稅

〇遞信省告示第二百三十一號

明治二十四年九月遞信省告示第九十九號海外電報料金表中左ノ通リ改正追加ス

明治二十四年十月十二日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

第二表中「波斯灣」ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス

元山(Gensan)	一、三八〇〇	—

第三表ノ終末ニ左ノ一項ヲ追加ス

ベルミウダス(Bermudas)	三、四三四〇	四、二五〇〇

第四表中、中央亞米利加「ガアテマラ」ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス

ガアテマラ(Guatemala)	三、〇八六〇	—

但本項ニ依リ發送スル電報ハ發信人ノ責任ニテ墨西古陸線ヲ經過スルモノトス故ニ「墨西古線經過」ナル指定ヲ記入スルヲ要ス

同表中「キイウエスト、ハイチ」線ヲ經テ「マリイガラント」ニ至ル料金五、一七四〇ヲ五、〇一八〇ト改正ス

同表中西班牙政府官線ニ依テ「キイウエスト、ハイチ」線ヲ經テ「マリイ、ガラント」ニ至ル料金四、六四六〇ヲ四、四九〇〇ト改正ス

同表ノ終末ニ左ノ通リ追加ス

「ハイチ」線ヲ經テ南亞米利加ニ至ル電報料左ノ如シ但「ハイチ線經過」ナル指定ヲ記入スルヲ要ス

ブラジル地方(Brazil)		
リオ、デ、ジヤネイロ(Rio de Janeiro)	—	四、九三〇〇
同　以北(North Region of Rio de Janeiro)	—	四、九三〇〇
ブラジル中央部(Central Region of Brazil)	—	四、九三〇〇
リオ、デ、ジヤネイロ以南(South Region of Rio de Janeiro)	—	五、一八六〇
ウルガエー(Uruguay)	—	五、一八六〇
アルジエンタイン、リパブリツク(Argentine Republic)	—	五、一八六〇
パラグアイ(Paraguay)	—	五、一八六〇

雜報

〇曹洞宗本山貫主撰擧の訴訟　曹洞宗內紛議のことは過般各新聞紙に記す處ありしが同宗兩本山の一なる越前永平寺の貫主撰擧の不當なる旨を以て管長たる能登總持寺貫主畔上楳仙師を相手取り日置默仙師より東京地方裁判所に訴出たるに付管長は代言人菊地武夫氏へ其代言を委任し去る六日口頭辨論を爲したる趣意は貫主撰擧は宗務に屬し宗務は裁判所構成法に所謂る民事にあらざれば司法裁判所へ訴ふべき事柄にあらずとて妨訴の抗辯を爲し置きたるが去る九日遂に管長の勝訴と爲りたる由なり

〇曹洞宗兩派に分裂せんとす　曹洞宗にては曩に越山永平寺の貫首を撰擧するに當りて兩派の間に非常の競爭ありしのみならず訴訟沙汰さへ起き出で今に尙は其局を結ばざる程あるが玆に又同宗の兩大本山なる越山永平寺と能山總持寺との間に面白からざる確執を生じ來り隨て宗務局等の兩本山に對する處置にも何と無く厚薄の嫌ひありと論難する人もある趣にて殊に石川縣金澤地方の信徒中には飽くまで能本山を分派獨立せしめん事を主張し今度代議士の小間粛、田村惟昌兩氏を始め數名の有志者が發起と爲りて同宗信徒總代の會議を金澤市に開き大に運動する所あるよし今有志者が能本山を維持せんが爲めに計畫する所ありと云ふを聞くに從來の兩山盟約本末憲章を自今取消さんことを宗務局へ建議する事、越本山と能本山と各々分派獨立せんことを管長へ請求する事、能山派曹洞宗々務局を金澤市に假設する事、管長畔上楳仙師は如何なる事あるも三年間本山に住名し退隱を斷念せんことを請求し且つ本年中は上京せざる樣强願する事、能山に限り宗制寺法を制定して內務大臣の認可を受くる樣建議する事、曹洞宗の基本財產なる護法會の金圓を速に末派支出の數に分割する儀を申立つる事等に在りて今後此會議の結果如何に依りては又々宗教社會に一問題を惹起すは云ふ
までも無く終に延ひて兩
り難しと云ふ

〇炭礦鐵道工事　北海道
プよりアビラ即ち岩見澤
十哩)鐵道工事は目下橋梁
其內三十餘哩間は最早全
リーを用ひて材料を運搬
道も一は已に鐵軌の布設
又夕張の支線(二十八哩餘
りたるよし元來此エトス
を除くの外孰れも平坦な
けば殆んど一直線とも云
まで十八哩の長さに達す

〇鐵道株賣買の流言　北
格漸次に騰貴し一方にて
高値に至りし故此邊は手
も大口に見受けしが同株
大口の賣物あれど左程に
損耗一方ならざるに就て
理合を爲さんとて中には
又は夕張都に於て一大
礦鐵道にも影響すべしな
れども元來歌臼內炭山とは
炭山には岩石などあるべ
を發見せしものありとは
鐵道會社借區地近接の處
は到底炭礦鐵道によりて
同社に取りては運賃を收
する處あき由なれば二說
べしと云ふ

〇判決調查會　遞般新著
せし時一問題となりたる
各上告事件に對して與ふ
明ならざるものあるに因
幹事より其判決の據る處
あるに及び之れを各自に
にては往々此例あれば將來
を組織し之を世に公けに
幹事諸氏は目下夫々奔走

〇熊本縣藥劑師會總會　去
を開き會則を更正し是に
出席したる委員より同會
事項を報告したる後改撰
會頭　中西　司馬(再
幹事　倉知　精三(再
審議員　堀口　廣助
同上　森本　榮太郎
同上　藤本　季松

〇金澤通信　(十月六日發)
北陸鐵道理事會　去る三日
き過日總會に於て決議せし
瑞氏を解雇する旨を通知し
不足退職金、同會社にては
るも實不足金を生ずる樣
ふとあらんと云ふ〇不當決
會社發起者の一人にて私設
總會の決議は何れも不當あ

〇上州鐵道發車時刻(上野高崎前橋間)　上野發　午前六時、八時五十分、十一時四十分、午後二時四十分、五時四十分●前橋發(下り)　午前九時十九分、午後零時十五分、三時九分、六時九分、九時九分、〇(上り)　午前六時二十分、九時十五分、午後零時十二分、三時十二分、六時十一分●前橋發(上り)　午前六時、八時五十五分、十一時五十分、午後二時五十分、五時五十分

〇山ノ手線鐵道發車時刻(新橋赤羽間)　新橋發(赤羽行)　午前八時十分、十時五十五分、午後一時五十分、五時●赤羽發(新橋行)　午前九時二十五分、[illegible]七時十分

[illegible]分、十一時十四分、午後四時十九分、七時十五分〇上り(小山へ)　午前五時十分、七時十分、十一時十七分、午後三時七分、七時三十分●前橋發(小山へ)　午前六時十分、十時十五分、午後二時、六時三十分

〇水戶鐵道發車時刻　小山發(水戶へ)　午前六時十分、九時十五分、午後二時十五分、五時二十分●水戶發(小山へ)　午前六時二十分、十時、午後二時、四時五十五分

〇日光鐵道發車時刻(宇都宮日光間)　宇都宮發(日光へ)　午前七時二十分、十一時五十五分、[illegible]午後三時五分●日光發　午前五時二十[illegible]

午後一時七分、四時三十二分、七時五十二分〇(上り)●直江津發　午前七時十四分、十時三十四分、午後一時五十九分、五時十九分、五時五分

〇上野靑森間發車時刻　上野發　午前六時三十五分(驛釜迄)八時五十分(宇都宮迄)十一時三十五分(福島迄)午後二時四十五分(靑森迄)五時四十分(宇都宮迄)●宇都宮發(下り)午前九時五十二分(驛釜迄)午後三時三分(福島迄)六時十二分(靑森迄)〇(上り)午前六時十分、九時、午後零時[illegible]時十八分、六時三十分(以上上野迄)●白河發(下り)午前八[illegible]

上野迄)十一時四十八分(白河迄)午[illegible]り)午前八時五十分(靑森迄)十一時五十分[illegible]五時三十五分(白河迄)午前五時[illegible]尻內(八ノ戶)發(下り)午前六時四十分(仙臺迄)午後[illegible]迄)〇(上り)午前九時四十五分(上野迄)午後[illegible]發[illegible]

〇仙臺[illegible]發車時刻[illegible]